

## 研究評価委員会に関する設置運営要領

令和元年6月26日  
平成30年2月15日  
研究評価委員会

### (目的)

第一条 本要領は、「放射線安全規制研究戦略的推進事業費」の研究評価委員会（以下「委員会」という。）の設置運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### (委員会の事務)

第二条 委員会は、原子力規制庁の行う「放射線安全規制研究戦略的推進事業費」において、以下の事項について検討を行う。

- 一 採択課題の評価（年次、事後及び中間評価）に関すること。
- 二 その他、放射線安全規制研究戦略的推進事業費による研究の評価に関すること。

### (委員会の構成員及び任期等)

第三条 委員会は外部有識者で構成する。

- 2 研究評価委員会の検討に必要な外部有識者は、座長の判断のうえで、評価委員会の議を経て追加できる。
- 3 外部有識者を構成員に任命する際は、「原子力規制委員会が、事業者等に対する放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づく安全規制に関する決定を行うに当たり、参考として、外部有識者から意見を聴くにあたっての透明性・中立性を確保するための要件等について」のとおり、外部有識者の事業者等との関係に関する情報の公開を行うこととする。
- 4 外部有識者の任期は、2年とする。
- 5 外部有識者は、再任できるものとする。

### (座長)

第四条 委員会に座長を置き、構成員の互選により選任する。

- 2 座長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

### (議事)

第五条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 会議の議事は、出席した議決権を持つ構成員の多数決をもって決する。
- 3 緊急やむを得ない事情があり、会議の開催が行えない場合等には、座長は、会議に係る書類の回覧をもって、会議に代えることができる。

(構成員の除斥)

第六条 外部有識者は、第二条第一項第一号の事務に関して、以下の場合、評価に加わることはできない。

- 一 構成員が任命前直近3年間において、役員、従業者等の経歴のある事業者等の部局から提案のある課題に関する事
- 二 構成員が任命前直近3年間において、個人として、1年度あたり50万円以上の報酬等の受領がある事業者等の部局から提案のある課題に関する事
- 三 構成員が任命前直近3年間において、個人の研究又は所属する研究室等に対する寄付等の受領のある事業者等の部局から提案のある課題に関する事
- 四 自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある事業者等の部局から提案のある課題に関する事

(秘密を守る義務)

第七条 構成員は、第二条の事務を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(議事の公開)

第八条 委員会は、採択課題の研究代表者の研究成果及び研究計画書に基づく評価等について、当該研究に係るアイデア及びノウハウに係る秘密を守る必要のある場合を除き、原則公開で実施する。

(委員会の庶務)

第九条 委員会の庶務は、原子力規制委員会原子力規制庁長官官房放射線防護グループ放射線防護企画課において処理する。

(雑則)

第十条 この要領に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、座長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要領は、制定の日（平成三十年二月十五日）から施行する。